

第  
4392  
号

(2-2)

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2011年)平成23年 12月 26日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 租税条約に基づく情報交換事績

**Q**：租税条約に基づく情報交換事績が公表されたようですが、どのような内容だったのですか？

**A**：次のような内容でした。

### 【解説】

さきごろ、国税庁から租税条約等に基づく情報交換事績が公表されました。租税条約等に基づく情報交換は、適正・公平な課税を実現するため、外国の税務当局と行われているものです。概要は次のとおりです。

#### ① 要請に基づく情報交換

平成22年度の「要請に基づく情報交換」の要請件数は646件で、前年度(315件)の2倍超でした。このうち、アジア・大洋州の国・地域向けの要請が443件で、全体の約7割を占めています。

#### ② 自発的情報交換

平成22年度の「自発的情報交換」件数は1,260件で、このうちアジア・大洋州向けが644件と全体の5割超を占めています。「自発的情報交換」とは、例えば、自国の納税者に対する調査等の際に入手した情報で外国税務当局にとって有益と認められる情報を自発的に提供するものをいいます。

#### ③ 自動的情報交換

平成22年度の「自動的情報交換」件数は、約16万6千件でした。「自動的情報交換」とは、法定調書等から把握した非居住者への利子・配当等の支払等に関する情報を、その支払国の税務当局から受領国の税務当局へ定期的に送付するものをいいます。

